

定年後開業税理士の日誌 3

ここで自分の経験から定年後税理士のために具体的事例を少し書いておきたい。

1 地方税

国税である法人税の申告書には慣れていたが県民税、市町村民税には慣れていない。税務ソフトで大半は自動的に入力されるが、農事組合法人などは法人事業税の非課税があり（地方税法72条の4）、別途個別に第6号様式別表5を作成する必要がある。また各自治体により税率も違う。ネットなどから各自治体のホームページ見て勉強する必要がある。



2 オフバランスのリース料の支払

リース料の中には売買とみなされるリース料があり、これらは税額控除の対象になるものもあるので、リース契約を全部提出してもらい一覧表を作成検討する必要がある。

3 議事録の作成

役員との取引、役員報酬、役員の変更などはすべて議事録を作成してもらう必要がある。また事前に見本を渡しておくことも必要である。



4 工場建設や機械購入

法人との税理士契約する段階で、必ず資産の購入は事前に話してもらおうようにする。今回の事例としては、法人から工場を作るとの話があったので「生産性向上設備等」のB類型に当たらないか検討し、経済産業省のホームページをみて申請書類を作成した。大変であったのは、事前にさいたま新都心に行き経済産業省の担当者から口頭で書類審査を受けなければならないことである。しかし1回面接すればあとは書類の不備のやり取りはメールでできた。1か月以内に確認書は届いた。



(さいたま新都心)

5 所得拡大促進税制

平成24年以後の賃金台帳を出してもらい、エクセルでも使って全体及び個々に条件を検討する必要がある。結構該当する法人があるので必ず検討する必要がある。

6 会計ソフトの入力

法人ごとに帳簿の記帳方法は違っているので急に記帳方法を変えず、まず会計ソフトにその記帳を基に3か月ぐらい自分で入力することである。そうすると一番効率的な指導方法が見つかる。



(五頭山)